

第4次佐倉市総合計画 総合計画審議会（第5回） 要録

日 時	平成 22 年 8 月 6 日（金） 14 時 00 分～16 時 30 分	場 所	1 号館 3 階会議室
出席者	審議会委員：亀山委員、熊本委員、坂口委員（副委員長）、鈴木委員（委員長）、津留崎委員、西村委員、松崎委員（五十音順）		
	事 務 局	小柳企画政策部長 企画政策課 小島課長、橋口副主幹、櫻井主査、舎人主査、呉屋主任主事	
	そ の 他		
発 信	内 容		
委員長	<p>今回は策定の意義、佐倉市の概況、佐倉市の将来像について意見交換をした。財政が厳しい状況での総合計画をどう表現するかについて議論した。それを踏まえ、事務局から提出された修正案をもとに今回も議論を継続したい。</p>		
事務局	<p>（1）第4次佐倉市総合計画策定について <説明> 第4次佐倉市総合計画基本構想（案）22年8月6日修正版</p> <p>○修正箇所の説明</p> <p>前回の会議で出された意見をもとに、全般に加筆・修正を加えた。</p> <p>○財政の動向の説明（7～10頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7頁 歳入は平成11年度をピークに減少傾向にある。：8頁グラフ参照、21年度までの歳入が示されていて、大きな流れとしては減少傾向にあり、22、23年度以降も減少傾向は続くと思われる。 ・7頁 歳出の推移：平成9年度をピークに減少傾向にある。21年度246億円（要因としては、景気の低迷、市民税・固定資産税等や、国・県からの交付金も減少したため）。 ・9頁 目的別歳出：平成6年度、教育費、土木費が高いが、どんどん減少し、現在は民生費が右肩上がり増加しており、この傾向は今後も続く見込みである。 ・9頁 性質別歳出：人件費は下がっているが、扶助費は増加しつつある。 ・10頁 経常収支比率：佐倉市は95%超。端的に言うと、佐倉市が自由に使える金は5%しかない。経常的に払ってくるお金で経常的に支出が賄えるかの指標であり、他自治体に比べると佐倉は高い比率にある。 ・10頁 公債費負担比率：収入に対して借金の返済がどれくらいあるか。 ・10頁 財政力指数：1に近づくほど財政に余力がある。13年度に0.9を下回ったが、平成21年度は1.0を超えており、地方交付税が交付されるか分水嶺である。事務事業の見直しを含めて、歳入歳出を決定していく必要がある。 <p>意見交換</p>		
委員	<p>13頁（7）「これらの民間手法」がリストラを意味しているように見える。行政のスリム化を表現したいなら、文章修正をされたい。</p>		
副委員長	<p>5頁の人口推移がわかりやすくなった。全国人口にくらべ、本市は人口減少にまだ余裕があるとわかる。6頁の人口構成は足し挙げても99.9%にしかならないので、数値の修正をされたい。</p>		
委員	<p>9頁目的別歳出のグラフにおいては、民生費が伸びているのは介護保険導入されてからと考えられる。</p>		
事務局	<p>介護保険は特別会計で、一般財源からの繰出しが増えていることを表している。</p>		
委員	<p>医療費で、佐倉市から特別に繰り入れているのはどれくらいか。赤字だからどんどん</p>		

	<p>繰り出すのか、保険料だから出さざるを得ないという判断か。今までは財政に余裕があるから繰出しできたが、そういう時代ではない。今後は繰出し金が増加していくと予想される。精査していかれたい。</p>
委員	<p>8 頁、市税は歳入の 6 割である。個人市民税が多いとのことだが、税収の内訳は経営戦略に関わるので、グラフに明記してはどうか。</p>
事務局	<p>法人市民税は歳入のうちの 1 割、のこりは個人市民税である。</p>
委員	<p>産業育成による法人市民税増加対策も大事だが、個人への対応を考えていかななくてはならない。歳入増を個人に依るか、法人に依るかを総合計画に記載すべきか意見を伺いたい。個人的には戦略を考える上で、明記が望ましいと考える。</p>
委員長	<p>ベッドタウン化という側面からも、一般市民に関わる重要な内容だ。市民が減少した場合や、法人税収入を上げるための産業ビジョンなど、ケースごとに区分けして明記したほうがいい。</p>
委員	<p>記載した方が、市の方向性が分かりやすい。</p>
委員	<p>高齢化も懸念される。現状把握を目的として、将来を見越し、市の戦略を盛り込んでいけばよい。</p>
副委員長	<p>企業誘致、住民定住化を図っていくためにも、企業からの税収見込みを把握したい。</p>
委員長	<p>ベッドタウン佐倉市として、個人住民税がどれだけの規模で払われているかを、方向性を固める時期でもあり、資料として提示されたい。</p>
委員	<p>個人に依存する税収だから、今後減収が予想される。だから新たな収入を確保するために観光行政などが必要というストーリーの裏付け・伏線にもなると考える。</p>
事務局	<p>将来的には 10%の生産年齢人口が減っていき、高齢者の構成率が相当に高まると予想している。</p>
委員	<p>佐倉がベッドタウンとして成立するためには、周辺で働くところがあるというのも大事だ。周辺自治体の施策の動向をみながら、住民の誘致も考えていかななくてはならない。</p>
委員長	<p>前回の委員意見にも、歴史・自然・文化を税収に結び付ける必要があるとあった。近隣市町村との連携に補助金を出すという国の施策もある。酒々井町はアウトレットモール建設、成田はカジノ構想など、企業を巻き込んだ事業展開を図ろうとしている。だから現状把握としての財政推計、歳入状況をもっと打ち出していった方が良い。将来の展望をからめた内容に修正されたい。</p>
委員	<p>現状データだけではなく、だからどうなる、というところまで前段で書いてもらいたい。財源が減るという懸念があり、産業振興が必要だと新たに認識し直す場所と言える。そうすると、施策の競争も生まれるだろう。気をてらった施策もあるかもしれないが、財政力があるうちに、先手で施策を精査していかれたい。基本構想は市の方向性とも言えるので、表現を考えられたい。</p>
事務局	<p>実際の行動計画については、基本計画に書く予定である。</p>
委員	<p>15 頁下から 3 行目に、若い家族の定住を高めていく内容を盛り込まれたい。さらに、16 頁交流人口の増加については、もっと若年層に注目した内容にした方がいい。</p>
	<p>また、現在の文化財・史跡や印旛沼の自然など、既存のものを充実するだけで事足りるというのではもったいない。活用することで交流人口が増える。</p>
	<p>基本構想は全般的に大人向きの内容なので、スローライフと並行して若年層向きの施策を、前段と 28 頁に具体的に盛り込まれたい。</p>
副委員長	<p>基盤のコミュニティづくりは大きな課題であり、34 頁のほかに、22～22 頁に加えられたい。安全安心のまちづくりには孤独死の問題も加え、世代を超えた街づくりなど具体的な説明も付け加えられたい。</p>
委員	<p>佐倉市では社会福祉施策を実施しており、基本構想案にも福祉施策として記載されるが、現在の課題として書かれていない。安心安全のまちづくりは防災面が強く、ここに読み取るだけでは不十分だ。福祉を課題として入れるか、具体的なまちづくり施策として入れるか検討されたい。</p>

副委員長 委員	<p>課題として、コミュニティづくりや福祉が欲しい。まちの諸問題の原因でもある。家庭では核家族化の減少により、高齢化人口が増加している。ともに生きるまちとしてのニュアンスを入れていく必要があるのではないか。</p>
委員長	<p>現在の社会情勢を踏まえると、核家族も顕在化してきた。防犯はコミュニティによって解決される面がある。自治会、民生委員制度は地域住民にとって重要であり、施策として重要である。</p>
委員	<p>安全安心のまちづくりは、広義に解釈した方がよい。地域との連携は、福祉や教育でも重視する傾向にある。コミュニティ、人間関係の構築などの育成と活用は、今後10年で重要である。</p>
委員長 事務局	<p>安全安心のまちづくりに、委員意見を含めて検討されたい。 安心安全は、ハード面、ソフト面と対象が幅広い。コミュニティ問題、若年層への対策も盛り込むようにする。</p>
委員	<p>ユニバーサルデザインには、バリアフリーの文言は含まれる。修正されたい。</p>
佐倉のまちづくり方針への意見交換	
委員	<p>○20頁 I 思いやりと希望にみちたまちづくり について 子ども施策は、乳幼児から学童までを含めて考えないといけない。20頁第3段「次代を担う子どもをのびのびと〜」は、具体的には書かなくてもいいだろう。また、障害があっても自立を支援していけるまちが望ましい。まちづくりの方針のなかで、高齢者についてはあまり言及されていないようだ。</p>
委員	<p>22頁「みんなで支え合い〜」に入るのではないかと。幅広くゆるやかに対象を定めたと解釈できる。</p>
委員 委員長 事務局 委員	<p>そこに、女性の社会進出も含め、だいたい盛り込まれると考えても良いようだ。 高齢者の年齢の想定はどうか。懇話会委員で認識を一致して審議する必要がある。 生産人口は64歳まで、高齢者は65歳以降としている。 高齢者福祉は、これまでの価値観と違ったものが生まれるものか。独居老人同士で同居するなど価値観の転換も想定される。</p>
委員	<p>家族観が変わっていて、独居老人になったときにグループリーディングなどできる建物を創っていきこうという動きがある。在宅の概念も変わってきて、ケア付きマンションや医療・介護付き施設を必要な時に利用するという形も、在宅と言う概念になっており、商業的にシニア層への取り組みも進んでいる。</p>
委員	<p>家族頼みの高齢者福祉から、自立というモデルが出てきた。総合計画に位置づけるレベルとなるかは検討すべきだが、「市民と行政が支え合う」という文脈にこの姿勢が含まれるのは許容範囲と考える。</p>
副委員長	<p>コミュニティについて。20頁4行目に、「環境づくり、個人が社会で孤立しないコミュニティづくり」と加えてはどうか。21頁「一人ひとり」2行「コミュニティづくり」と加えるのも重要だと考えるがどうか。</p>
委員	<p>「孤立しない」はいいキーワードである。社会から孤立を生み出さないというのはいいフレーズだ。</p>
委員	<p>行政と市民の最も近い接点は、自治会である。自治会活動に市民が参加し、いかに活動させていけるようにするかを、具体的に盛り込めないか。</p>
委員長	<p>「コミュニティによって、孤立をうまない社会」というのは良い。従来、目的が異なる施設の併合によって新たなコミュニティが生まれる。景気刺激策、教育の一環にもなるかもしれない。福祉も幅広く根付いていくので、コミュニティによるまちづくりという視点で表現を修正されたい。</p>
委員	<p>コミュニティは35頁にもあるが、22頁には全体の基盤、受け皿になるようなコミュニティの概念を加えても良いと考える。</p>

<p>委員長</p> <p>委員</p> <p>委員長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>安心安全なまちづくりのなかでも、加筆されたい。このコミュニティ概念は、佐倉市の特色として掲げられていくことだろう。</p> <p>20頁「思いやりと希望」とあるが、健常者、障害者、高齢者を想定されているのでは。障害者は居場所と出番を得られやすいように、という表現が欲しい。片親の家庭など離婚問題でも住みやすい街、外国人労働者の問題、刑期を終えられた方への手当とかも検討されたい。</p> <p>あらゆる市民を対象にした表現を検討されたい。</p> <p>○23頁 II 快適で、安全・安心なまちづくり について</p> <p>24頁「循環型社会」とあるが、敢えて具体的に書いたのはどういう意図か。自然環境の保全とともに社会全体が循環するシステムが生活に入ってくるということか。</p> <p>エコロジー施策について明記したかったが、前項の「自然の魅力」とうまくからめられなかった。</p> <p>3R（リデュース・リユース・リサイクル）は行政としてはやらなくてはならない施策だろうが、基本構想として全体を並べた時に、唐突に具体性がある。しかし、重要な手段ではあるが、他の所に入れ込みにくいのは理解できる。循環型社会・自然は他の自治体にもある施策だが、水環境は、他の自治体と異なりクローズアップできる佐倉の特色だ。</p> <p>また、安全安心対策は治安を目的としており、ハード面の充実を意図してはないようだ。この章は生活に関して網羅しているが、この10年で大きく変化する、佐倉市に特色ある課題を出していけばよいと考える。</p> <p>印旛沼浄化対策は、佐倉市だけではできない。沼に関わる自治体全部で取り組むことを前段でうたっていけばどうか。</p> <p>3Rについても、佐倉市だけでは意味がない。ゴミの処理工場は酒々井町にあるが、近隣の流域市町村と連携して実施してもらいたい。</p> <p>25頁「安全、安心な～」「協働のしくみで～」と2項目あがっているが、1つにまとめていいのではないか。前項の「また、災害に備えた対策や」に、協働の仕組みを盛り込めそうだ。</p> <p>項をまとめて、加筆をされたい。</p> <p>●で示された項の単位が、今後評価をするのに重要な単位になるのだろう。どういう軸でまとめるかはかなり重要だ。重複を避けて内容をまとめていくのが、今後の進行管理に資する。その点で、下部にどんな施策がつくかにもよるが、水政策と印旛沼政策は重複した感がある。</p> <p>印旛沼＝ハード面での対策、水と緑＝ソフト面での対策という仕切りではあった。</p> <p>組織の縦割りよりも、計画は目的で区切った方がよいと思う。基本計画の変更もしているので、今後そちらとの整合でも検討されたい。</p> <p>当初は、9月議会上程を目指して審議していたが、総合計画は大変重要な計画であるので、ひきつづき十分に審議したい。12月議会上程を目指して、より慎重に意見をいただき、会議を実施したい。次回は、Ⅲ章から審議に入る。</p> <p>【傍聴退席】</p> <p style="text-align: right;">以上（終了：16時30分）</p>
--	---